

第1条（適用範囲）

1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申し込み）

1. 当館に宿泊の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊申し込みをしたものは、当館が宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。
3. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 当館が、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申し込みをされ、当館が承諾した場合は、当該料金とその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉である場合は、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊予約は無効とさせていただきます、速やかにその旨の通知を差し上げます。
3. 1項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
4. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
5. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。
6. 当館は、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊者からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。

第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊規約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申

込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条（インターネット並びに電子メールでの宿泊契約に関する特約）

1. インターネット上の当館ホームページ並びにこれに準ずるページをご覧の上、電子メール又はインターネット上の予約システムにて予約申込みを行った場合、本約款が適用されることとします。

第6条（宿泊契約締結の拒否）

1. 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた時、当館内の平穏な秩序を乱す恐れがあると認められるとき
- (5) 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は、関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるとき。
- (8) 宿泊しようとする者が当館もしくは当館従業員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。（長時間にわたる電話での要求、又は当館が威圧的だと判断した電話での要求を含む）
- (9) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (11) 宿泊しようとする者が泥酔等によりほかの利用客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。ほかの利用客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
- (12) 宿泊申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき

第7条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は、宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、取消事務手数料を申し受けます。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時、又はあらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。この場合も取消事務手数料を申し受けます。

第8条（当館の契約解除権）

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が、当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当館内の秩序を乱していると認められるとき
 - (3) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

- (6) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は、関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
- (8) 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
- (9) 宿泊申し込み時に提示していただいた宿泊者名、住所等、又は宿泊者名簿に虚偽の記載がされているとき
- (10) 泥酔等によりほかの利用客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。ほかの利用客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
- (11) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
- (12) 宿泊締結後に第 6 条(4)に定めることが判明したとき
- (13) 宿泊の申し込みをした者が 第 2 条(4)-2 に基づく当館の依頼に対し直ちに応じなかったとき

2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、その解除理由が(5)による時は、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。その余の解除理由による時は、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、違約料としてお支払いいただきます。

第 9 条（宿泊の登録）

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名・年齢・住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第 10 条（客室の使用時間）

- 1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2. 宿泊客のチェックイン時間は、午後 3 時から午後 8 時までとします。
- 3. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 大人お一人様につき 1 時間 2200 円、子供お一人様につき 1 時間 1100 円。但し午前 11:00 を限度とする。

第 11 条（利用規則の遵守）

- 1. 宿泊客は、当館内においては、当館が定めた利用規則に従っていただきます。
- 2. ノロウイルスなどの伝染病に罹患されていると思われるお客様のご宿泊は他のお客様に損害を与える可能性がございますのでお断りする場合もございます。また、急な体調の変化が認められる場合、当館スタッフが詳細をお伺いすることがございます。こちらもお客様保護の観点から必ずご協力をいただきます。

第 12 条（料金の支払い）

- 1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
- 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条（当館の責任）

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当館は、消防機関から防火自主点検済証を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条（寄託物等の取扱い）

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は 10 万円を限度としてその損害を賠償します。

第 16 条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあつては前条 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 17 条（駐車場の責任）

1. 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条（宿泊客の責任）

1. 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

第 19 条（管轄裁判所）

当館と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当館の所在地を管轄する金沢地方裁判所輪島支部・金沢家庭裁判所輪島支部又は輪島簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。また、紛争、訴訟に関しては当館の顧問弁護士が対応いたします。

<個人情報保護方針>

ホテルメルカート輪島は、お客様の個人情報保護は当館の社会的責務であると考え、以下の通り個人情報保護方針を定め、その履行に努めてまいります。

1. 当館はお客様からお預かりした個人情報を法令に基づいて取り扱います。

2. お客様の個人情報（お名前、ご住所、電話番号、e-mail アドレス、職業、外国人のお客様については国籍および旅券番号、お料理等のサービス提供時のご要望事項など）は、以下の利用目的のために使用いたします。

イ. ご宿泊のサービスの提供。

ロ. ご予約の確認などのご連絡のため。

ハ. 当館の品質向上のため。

ニ. 商品の発送、関連するアフターサービス、お忘れ物のご連絡、新商品・新サービス等に関する情報提供のため。

ホ. 当館ホームページへのご掲載。

ヘ. 法令の規定するところ。

なお、(ホ)については、ご了承をいただいたお客様のみご掲載させていただきます。

3. 当館はお客様の個人情報を、以下の場合を除き第三者に提供いたしません。

イ. 他の観光施設のご予約手配などお客様からのご依頼があった場合。

ロ. お客様がご利用になった旅行会社の窓口に報告が必要な場合。

ハ. 急病やおケガの手当など緊急を要し、お客様のご了承をいただくことが困難な場合。

ニ. 当館の業務の一部を協力会社に委託する場合。

ホ. 法令に基づく提供要求があった場合。

4. お客様の個人情報は個人情報保護法案および関連法令に基づき必要な安全管理措置を講じます。

イ. 個人情報は適正な保管利用方法に基づき遺漏のなきように管理します。

ロ. 当館の従業者については関連マニュアルを修得させ、責任をもって取り扱うよう管理します。

ハ. 業務を委託する協力会社については守秘義務契約を締結し必要な安全策を講じます。

5. お客様からの利用停止、訂正

イ. お客様ご本人様の個人情報の登録内容について開示請求いただいた場合は、速やかに開示いたします。もし、開示できない場合があればその理由を十分にご説明いたします。

ロ. お客様から利用停止等のお申し出をいただいた場合は、債権債務が完了し、かつ法令の範囲内において、速やかに対応いたします。

ハ. 個人情報の利用停止および訂正の手続きにつきましては、別途当館が規定させていただくところにしたがい、あわせて所定の手数料を申し受けますのでご了承願います。

< 宿泊料金・キャンセルについて >

別表第 1 宿泊料金の算定方法（第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係）

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	1.基本宿泊料金
	追加料金	2.その他利用料金
	税金	消費税など諸税

備考

- 基本料金はホームページ上に掲示する料金表によります。
- お子様のみのベッド（布団）利用や中学生以上の方の添い寝は、大人と同じ扱いになります。
添い寝は、1つのベッド（布団）につきお子様1名様までとなります。
ツインルームを大人1名とお子様でご利用の場合は、2名利用時のツイン料金となります。
添い寝のお子様は、アメニティグッズ、タオル、枕等は付きません。ご利用の場合は、別途料金がかかります。
客室によってはご利用になれない部屋タイプがございます。
簡易ベッドの用意はございません。
- 0歳から2歳のお子様の添い寝は、無料。
3歳から未就学児のお子様で、添い寝のみの時は1100円をいただきます。
小学生以下のお子様で、添い寝のみの時は2200円をいただきます。

別表第 2 違約金（第 7 条第 2 項関係）

契約解除通知を受けた日		不泊	当日	前日	2 日 前	3 日 前	4 日 前	5 日 前	6 日 前	7 日 前	14 日 前	30 日 前
契約申込 人数	14名ま で	100%	100%	50%	30%	30%						
	15名以 上	100%	100%	50%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	20%	10%

(注)

- %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。
- 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込をお引受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合は切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。
- 違約金は、特定の期間においては、条件が変更する場合がございます。
- 違約金は、特定の宿泊プランにおいては、条件が変更する場合がございます。